

○金谷委員長 ただいまから、民生常任委員会を開会させていただきます。

本日の出席委員は全員でありますので、これより会議を開きます。

1、令和3年第1回定例会提出議案について、議案第1号、第2号、第5号ないし第7号、第13号、第15号、報告第2号、以上について、理事者から説明をいただきます。

市民生活部長。

○大鷹市民生活部長 議案第1号の市民生活部所管分及び報告第2号につきまして、御説明申し上げます。

初めに、議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算についてでございます。補正予算書の19ページを御覧ください。2款1項5目、市民活動交流センター管理費442万6千円、ときわ市民ホール等管理費371万8千円、コミュニティセンター管理費609万9千円、地域活動センター管理費81万1千円についてでございます。これらは、利用料金制による指定管理者制度を導入している施設におきまして、新型コロナウイルスの影響によるキャンセルに伴う収入減を補うため、指定管理者に対して補償金を支払おうとするものでございます。なお、補償金につきましては、令和2年6月までは既に支払い済みでありますことから、同年7月以降を対象としており、財源につきましては、全額一般財源で措置しているところでございます。

次に、同じページの一番下となります。2款3項1目、住民基本台帳ネットワークシステム管理費2千629万9千円についてでございます。これは、個人番号カードの交付等に係る事務の効率化を図ることを目的に、当初予算で導入を想定しておりました交付予約システムから、カード管理機能が付加された交付予約システムへ変更するとともに、カードの住所など、記載事項変更に必要なプリンターを導入するため、3千3万9千円を措置しようとするものでございますが、当初予算で計上していた交付予約システム分374万円を減額し、差引き2千629万9千円を補正しようとするものでございます。財源につきましては、国の第3次補正予算を活用し、全額国庫補助金で措置してございます。なお、予算執行が次年度になるため、併せて令和3年度に繰り越そうとするものでございまして、4ページの繰越明許費補正（追加分）として3段目に記載をしているところでございます。

補正予算については以上でございます。

次に、報告第2号、専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。本件は、昨年12月23日、旭川市東光5条2丁目、旭川市東部住民センター駐車場におきまして、同センター体育室屋根からの落雪により、進入禁止の境界として設置していたバリケードが押し倒され、駐車中の車両に当たった事故でございます。市の過失割合は100%、損害賠償の額を7万8千925円と定め、本年1月28日に専決処分を行ったものでございます。施設の維持管理につきましては、日々、注意喚起を行っているところでございますけれども、今後はより一層の徹底を図り、事故の再発防止に努めてまいります。申し訳ございませんでした。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○金谷委員長 福祉保険部長。

○金澤福祉保険部長 本定例会に提案している議案のうち、福祉保険部所管に係る事項について御

説明申し上げます。

初めに、議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算でございますが、補正予算書の20ページを御覧ください。3款1項2目障害者福祉費の障害者福祉センター管理費につきましては、1つ目に、新型コロナウイルスの感染拡大による利用料金収入の減少に伴い、委託料として165万4千円、2つ目に、利用料金の還付に伴う指定管理者への補償金として39万3千円の合わせて204万7千円を補正しようとするものであります。財源は、全額が一般財源となっております。

次に、障害者自立支援給付費につきましては、1つ目に、前年度に交付を受けた国庫負担金の精算に伴う償還金として7千991万円、2つ目に、サービス利用者の増などに伴い、扶助費として8千524万3千円の合わせて1億6千515万3千円を補正しようとするものであります。財源は、国庫支出金が4千262万1千円、道支出金が2千131万円、一般財源が1億122万2千円となっております。

次に、自立支援医療費支給費につきましては、前年度に交付を受けた国庫負担金の精算に伴う償還金として1千113万7千円を補正しようとするものであります。財源は、全額が一般財源となっております。

次に、障害者福祉施設等整備補助金につきましては、1つ目に、平成24年度補助事業により改修した施設の財産処分に伴う国への償還金として341万円、2つ目に、国の補正予算による補助金の活用を見込み、多床室の個室化改修を行う事業者に対し、その経費を助成するため、補助金として7千76万円の合わせて7千417万円を補正しようとするものであります。財源は、国庫支出金が4千717万3千円、諸収入が341万円、一般財源が2千358万7千円となっております。

次に、就労継続支援事業所生産活動活性化事業費につきましては、国の補助金の追加交付に伴い、就労継続支援事業所における生産活動に係る経費を助成するための補助金として138万円を追加しようとするものであります。財源は、全額が国庫支出金となっております。

次に、障害福祉サービス等ICT活用推進費につきましては、同じく国の補助金が追加で交付される見込みであることから、障害福祉サービス事業所等におけるICT導入経費を助成するため、研修会開催費用及び補助金として1千411万6千円を追加しようとするものであります。財源は、国庫支出金が941万円、一般財源が470万6千円となっております。

次に、訪問入浴サービス等体制強化事業費につきましては、こちらも国の補助金の追加交付に伴い、移動支援事業所における衛生管理体制確保に要する経費を助成するための補助金として、22万6千円を追加しようとするものであります。財源は、国庫支出金が11万3千円、道支出金が5万6千円、一般財源が5万7千円となっております。

次に、3目老人福祉費の老人福祉施設等整備推進補助金につきましては、国の交付金の活用を見込み、水害対策強化事業を実施するグループホームに対し、その経費を助成するため、補助金として770万円を補正しようとするものであります。財源は、全額が国庫支出金となっております。

次に、介護保険事業特別会計繰出金につきましては、介護保険事業特別会計における居宅介護サービス給付費などの増加に伴い、繰出金として3千970万4千円を補正しようとするもので、財源は、全額が一般財源となっております。

次に、高齢者等健康福祉センター管理費につきましては、利用料金の還付に伴う指定管理者への

補償金として、3万9千円を補正しようとするものであります。財源は、全額が一般財源となっております。

次に、近文市民ふれあいセンター管理費につきましては、先ほど御説明させていただきました障害者福祉センター管理費と同様、1つ目に、新型コロナウイルスの感染拡大による利用料金収入の減少に伴い、委託料として140万3千円、2つ目に、利用料金の還付に伴う指定管理者への補償金として23万1千円の合わせて163万4千円を補正しようとするものであります。財源は、全額が一般財源となっております。

次に、5目国民健康保険費の国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、市の一般会計に交付される基盤安定負担金の増に伴い、繰出金8千681万4千円を補正しようとするものであります。財源は、国庫支出金が2千494万円、道支出金が4千17万1千円、一般財源が2千170万3千円となっております。

次に、21ページを御覧ください。2項2目児童措置費の障害児通所給付費につきましては、1つ目に、前年度に交付を受けた国庫負担金の精算に伴う償還金として1千767万9千円、2つ目に、障害児通所支援の利用者の増などに伴い、扶助費として1億4千619万7千円の合わせて1億6千387万6千円を補正しようとするものであります。財源は、国庫支出金が7千309万9千円、道支出金が3千654万9千円、一般財源が5千422万8千円となっております。

次に、3項1目生活保護総務費の生活保護適正実施推進費につきましては、前年度に交付を受けた国庫負担金・補助金の精算に伴う償還金として503万9千円を補正しようとするものであります。財源は、全額が一般財源となっております。

次に、2目扶助費の生活保護等費につきましては、1つ目に、前年度に交付を受けた国庫負担金の精算に伴う償還金として2千600万7千円、2つ目に、令和元年度会計検査院決算検査報告による再確定に伴う償還金として138万4千円の合わせて2千739万1千円を補正しようとするものであります。財源は、全額が一般財源となっております。

続きまして、繰越明許費補正について御説明いたします。補正予算書の4ページを御覧ください。福祉保険部所管分につきましては、第2表繰越明許費補正（追加分）の表中、3款1項社会福祉費の4事業となります。まず、1つ目の障害者福祉施設等整備補助金及び3つ目の老人福祉施設等整備推進補助金の2件につきましては、先ほど御説明いたしました補助金に係る補正額全額を繰越明許費として令和3年度に繰り越し、令和3年度に事業を実施しようとするものでございます。次に、2つ目の就労継続支援事業所生産活動活性化事業費及び4つ目の高齢者活動促進支援費の2件につきましては、事業の完了が令和3年度になることから、繰越明許費を設定しようとするものでございます。

次に、債務負担行為補正についてでございます。補正予算書の6ページを御覧ください。福祉保険部所管分は、第3表債務負担行為補正（変更分）のうち、旭川市障害者福祉センター指定管理料及び旭川市近文市民ふれあいセンター指定管理料の2つになります。いずれも、先ほど御説明いたしました委託料に係る補正額に合わせて限度額を変更しようとするものでございます。

続きまして、議案第2号、令和2年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算でございます。補正予算書の34ページを御覧ください。今回の補正は、先ほど一般会計で御説明いたしました国民健康保険事業特別会計繰出金の増に伴う財源振替でございます。5款1項1目一般会計繰入金を

8千681万4千円増額し、1款1項1目一般被保険者国民健康保険料を同額、減額しようとするものでございます。

続きまして、議案第6号、令和2年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算でございます。補正予算書の41ページを御覧ください。2款1項1目の居宅介護サービス給付費、居宅介護福祉用具購入費及び2項1目の高額介護サービス費につきましては、いずれも給付費等の増により、また、1項3目の地域密着型介護サービス給付費につきましては、給付費の減が見込まれることにより、合わせて3億1千763万4千円を補正しようとするもので、これらの財源は、国庫支出金が8千180万8千円、道支出金が4千206万9千円、繰入金が1億799万6千円、支払基金交付金が8千576万1千円となっております。

続きまして、議案第7号、令和2年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算でございます。補正予算書の42ページを御覧ください。2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者医療保険料収入の増に伴い後期高齢者医療保険料等負担金が増額となることから、1億2千116万3千円を補正しようとするものであります。財源は、全額が保険料となっております。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくお願いいたします。

○金谷委員長 子育て支援部長。

○中村子育て支援部長 議案第1号の子育て支援部に関わる部分と、議案第5号、議案第15号について御説明申し上げます。

まず初めに、議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算、補正予算書の21ページを御覧ください。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費のうち、ひとり親家庭等自立支援費でございます。令和元年度中に受領した母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金について、交付額が確定したことから、その超過分を国に返還するため、121万9千円を補正しようとするものです。財源は、全額一般財源です。

次に、3款2項1目の施設等利用費給付費でございます。令和元年度中に受領した子育てのための施設等利用給付交付金について、交付額が確定したことから、その超過分を国及び道に返還するため、1千588万8千円を補正しようとするものです。財源は、全額一般財源です。

次に、3款2項1目の保育体制充実費です。補助対象施設数及び補助対象者の勤務月数が当初見込みを上回ったことに伴う補助金の増に対応するため、1千440万7千円を補正しようとするものです。財源は、国庫支出金が126万3千円、道支出金が63万1千円、一般財源が1千251万3千円です。

次に、3款2項1目の子ども基金積立金です。子ども基金への寄附金の増により、子ども基金への積立金の額が当初予算を上回ることから、1千45万2千円を補正しようとするものです。財源は、全額寄附金です。

次に、3款2項1目の子ども・子育て支援交付金償還金です。令和元年度中に受領した子ども・子育て支援交付金について、交付額が確定したことから、その超過分を国及び道に返還するため、3千816万5千円を補正しようとするものです。財源は、全額一般財源です。

次に、3款2項2目児童措置費のうち、子どものための教育・保育給付費です。平成30年度及び令和元年度中に受領した子どものための教育・保育給付費について、交付額が確定したことから、

その超過分を国及び道に返還するため、721万4千円を補正しようとするものです。財源は、全額一般財源です。

次に、補正予算書の22ページを御覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費のうち、母子保健衛生費国庫補助金償還金です。令和元年度中に受領した母子保健衛生費国庫補助金について、交付額が確定したことから、その超過分を国に返還するため、129万1千円を補正しようとするものです。財源は、全額一般財源です。

次に、4款1項1目の不妊対策推進費です。国の第3次補正予算による特定不妊治療費助成制度の拡充に伴う補助金の増等に対応するため、1千833万9千円を補正しようとするものです。財源は、国庫支出金が303万7千円、道支出金が613万2千円、一般財源が917万円です。

次に、補正予算書の4ページを御覧ください。繰越明許費補正の追加分です。3款民生費、2項児童福祉費の出産特別祝金支給費でございますが、令和3年3月31日までに生まれた子どもで、令和3年4月1日以降の支給に対応するため、2千409万9千円を令和3年度に繰り越そうとするものです。

続きまして、補正予算書6ページ、債務負担行為補正の追加分を御覧ください。地域保育所指定管理料です。令和3年度から令和7年度までの5年間で、債務負担行為限度額を6億5千17万6千円で設定しようとするものです。

次に、議案第5号、令和2年度旭川市育英事業特別会計補正予算です。補正予算書の39ページを御覧ください。歳出の表になりますが、1款育英費、1項育英費、3目積立金でございます。令和2年第3回定例会において、育英基金の寄附金の増に対応するため、予算の補正を行ったところでありますが、令和2年12月末時点の寄附金の合計が補正時の見込みを上回ったことから、4千678万4千円を補正しようとするものです。財源は、全額寄附金です。

続きまして、議案第15号、指定管理者の指定についてです。地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設の指定管理者の指定に関し、議会の議決を得ようとするもので、旭川市地域保育所の指定管理者に一般財団法人旭川保育協会を指定し、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、その管理を行わせようとするものです。指定管理者選定の経過につきましては、旭川市地域保育所条例の規定に基づきまして、公募することなく、一般財団法人旭川保育協会に申請書等の提出を求め、選定したところでございます。

以上、子育て支援部の所管についてでございます。よろしくお願いいたします。

○金谷委員長 地域保健担当部長。

○川邊保健所地域保健担当部長 初めに、議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算のうち、保健所所管分について御説明を申し上げます。補正予算書の22ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の感染症予防対策費でございます。これまでも補正をお願いしてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症対策に関する医療体制の整備費用の継続分を追加補正するものであります。新型コロナウイルス感染症発生の予防及びその蔓延の防止を図るため、PCR検査の医療機関への委託料などとして5千406万2千円を補正しようとするものでございます。財源内訳は、国庫負担金が2千637万2千円、一般財源が2千769万円でございます。

次に、その下にあります予防接種費についてでございます。本事業は、予防接種法に基づき、定

期の予防接種を円滑に実施することで、感染症の発生及び蔓延の防止、個人の発病またはその重症化の予防を図るもので、16疾病に対するワクチン接種を実施しているものでございます。そのうち、高齢者等肺炎球菌感染症ワクチン、インフルエンザワクチン及びHPVワクチンの定期の予防接種につきまして、接種者が当初見込み数を上回ることから、委託料不足が生じるため、3千669万3千円を追加しようとするものでございます。財源内訳は、全額一般財源となっております。

続いて、その下の欄にある3目環境衛生費の動物愛護基金積立金についてでございます。この事業は、動物の愛護及び管理に関する事業に必要な経費の財源に充てるため、動物愛護を用途として本市に寄せられた寄附金を先議分として議案第13号で提案している旭川市動物愛護基金に積み立てるもので、3千650万円を補正しようとするものでございます。財源につきましては、昨年11月からふるさと納税の使い道に動物愛護の目的を追加したことで寄せられた寄附金や、窓口での寄附の申出によるもので、全額寄附金収入となっております。

続きまして、条例の制定について御説明申し上げます。議案第13号、旭川市動物愛護基金条例の制定についてであります。この条例は、動物愛護を用途として本市に寄せられた寄附金を、動物愛護センターあにまあるに収容する動物の飼養管理や譲渡推進、あにまあるの施設整備、設備の更新、動物愛護の普及啓発などの事業の経費の財源に充てるために基金を設置しようとするものであります。

以上、保健所所管分についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○金谷委員長 環境部長。

○富岡環境部長 議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算のうち、環境部所管に関わる事項につきまして、御説明申し上げます。補正予算書6ページの上から2番目を御覧いただきたいと思います。債務負担行為の追加分について、指定ごみ袋製造費でございます。これは、市民が購入する指定ごみ袋の製造に関して、現在の在庫の状況から、令和3年3月31日までに契約を行う必要があるため、今回の補正予算におきまして債務負担行為を設定するもので、期間は令和3年度、限度額9千775万5千円でございます。なお、本事業の主な財源は、家庭ごみ処理手数料及び指定ごみ袋広告掲載料となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○金谷委員長 ここで、御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○金谷委員長 なければ、2、報告事項についてに入ります。

まず、令和3年第1回定例会提出議案に関わる事項について、理事者から報告をいただきます。

福祉保険部長。

○金澤福祉保険部長 報告第1号、専決処分の報告につきまして、こちらは総務常任委員会の所管でございますが、そのうちの整理番号2番につきまして、福祉保険部に関わりがありますので、御説明申し上げます。

本件は、令和2年10月23日に、福祉保険部職員の運転する庁用の軽自動車が、市内忠和6条1丁目において道路に進入しようとして左折したところ、左方から直進してきた相手方車両と接触し、相手方が負傷したもので、市の過失割合を100%、損害賠償の額を15万5千38円と定め、2月4日に専決処分させていただいたものでございます。この事故による車両の損害賠償につきまし

ては、令和２年１２月２５日に示談を終えており、令和３年第１回臨時会におきまして専決処分の報告をさせていただいております。

交通事故の防止につきましては、日頃から職員に対し、注意を喚起しているところでございますが、今後におきましては、積極的な交通安全研修の受講や、より一層職場内における交通安全意識の徹底を図り、交通事故防止に努めてまいります。このたびは誠に申し訳ありませんでした。

以上、よろしくお願いいたします。

○金谷委員長 子育て支援部長。

○中村子育て支援部長 報告第１号、専決処分の報告につきましては、庁用自動車による事故の損害賠償の額を定めたものでございますが、整理番号１につきましては、子育て支援部に関わりますことから、御報告申し上げます。

令和２年１２月２２日、市内末広東１条３丁目において、子育て支援部の職員が運転する庁用の乗合自動車が相手方の車両と接触し損害を与えたもので、その損害賠償の額を２４万１千３９５円と定め、令和３年２月１日に専決処分をさせていただいたもので、市の過失割合は１００％でございます。誠に申し訳ございませんでした。

安全運転の励行につきましては、事故防止について、日々注意喚起をしているところでございますが、改めて、より一層の徹底を図り、再発防止に努めてまいりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○金谷委員長 ここで、特に御発言はありますか。

（「なし」の声あり）

○金谷委員長 なければ、ここまでの議題に関わり出席している理事者は、退席いただいて結構でございます。

次に、提出議案以外の事項について、理事者から報告をいただきます。

保険制度担当部長。

○向井福祉保険部保険制度担当部長 第８期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の素案に対する意見提出手続の結果について、お手元に配付しております資料に沿って御説明をいたします。

本計画（素案）に対する意見提出手続につきましては、昨年１２月２１日から令和３年１月２６日まで実施し、３人の個人と１つの団体から計４件の意見をいただきました。

意見の内容といたしましては、施設整備に係る意見が１件、その他が３件となっております。意見の概要は資料に記載しておりますが、施設整備については、グループホームの整備について、増床を優先するとした本計画の趣旨に賛同いただく内容であり、その他の御意見のうち１件は、負担割合証の送付方法に関する御意見、残り２件は、計画の記載内容に同意する旨の御意見でした。意見提出手続において、第８期計画の記載内容に変更を伴うような御意見はありませんでしたので、いただいた御意見については、施設整備や介護保険事務の今後の運営の参考にさせていただきたいと考えております。

第８期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案につきましては、この後、第１回定例会において、旭川市介護保険条例改正案及び令和３年度当初予算案を御審議いただいた後、本年３月末に本計画を正式決定する予定でございます。

報告は以上でございます。

○金谷委員長 環境部長。

○富岡環境部長 野鳥における鳥インフルエンザについて、御報告いたします。お手元の資料を御覧ください。

先月、1月27日に市内で衰弱したオジロワシ1羽が見つかり、各種検査を行った結果、今月3日にH5N8亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されました。その後、北海道が主体となり、死亡野鳥等の緊急調査を実施するなど、野鳥の監視を強化しておりますが、北海道からは、現時点で野鳥の大量死等の異常は確認されていないと伺っているところでございます。

今回の経緯でございますが、資料に記載のとおり、1月29日に鳥インフルエンザ簡易検査の結果が陰性、1月31日に遺伝子検査が陽性となり、2月3日に確定検査の結果が陽性で、高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されたということでございます。こうした内容について、北海道から連絡を受け、2月4日に旭川市家畜伝染病連絡会議幹事会を行い、庁内関係部局との間で状況確認や今後想定される対応などについて情報共有を行ったところでございます。

最後に、今後の対応でございますが、北海道は今月26日まで、死亡野鳥等の把握を目的とする鳥類生息状況調査を実施するなど、野鳥の監視強化を継続すると伺っておりますので、環境部といえども、市民等から寄せられる死亡または衰弱した野鳥の情報を上川総合振興局に提供するとともに、状況の確認に努め、必要な場合は速やかに庁内関係部局と情報共有を図ってまいります。

引き続き、ごみ処理施設整備の方向性について御報告申し上げます。お手元の資料を御覧ください。

次期清掃工場と次期最終処分場の整備につきましては、施設の更新時期を見据えて、ごみ処理システムを再構築することとしておりましたが、市場価格の高騰や電力系統の空き容量不足など、多くの課題に直面し、これまでに策定してきた基本構想どおりの施設整備の見通しが立たないことから、ごみ処理施設整備の方向性を見直しが必要になったところでございます。

このような課題について調査検討し、再評価を進めてまいりましたが、まず、市場価格については、当初想定していた概算事業費が総額で税抜き約316億円でありましたところ、再検討の結果、約60億円増額する見込みであることが確認されたところです。次に、スケジュールにつきましては、市場調査に加えて、電力系統への接続に代わる自営線供給に係る実現可能性調査も実施するなど、建設工事期間の精査も含めて調整した結果、次期清掃工場の建設工事期間が令和5年度から令和8年度だったところ、令和7年度から令和11年度に遅れる形となり、両施設の工期が重複し、一時的に財政負担が集中する状況となりました。

これらのことを踏まえて総合的に評価、検証した結果、ごみ処理システムを現行のままで近文清掃工場を再延命化することにより、当面の間、財政負担が軽減できるなどから、様々な負担やリスクを回避、緩和するため、次期清掃工場の新設を見直し、近文清掃工場の再延命化を基本とすること、次期最終処分場はこれに合わせた事業内容に見直すことといたしました。この場合の整備スケジュールといたしましては、次期最終処分場の建設工事が終わる令和11年度までの適切な時期に近文清掃工場の再延命化工事が行えるよう取組を進めていくこととしております。

今後は、これまでに策定した2つの基本構想で整理した内容のうち、状況の変化を踏まえ、実現可能なごみ処理施設整備の方向性を整理した基本方針を令和3年中に取りまとめ、これにより補完、

修正を行いたいと考えております。

以上、御報告いたします。

○金谷委員長 ここで御発言はありますか。

小松委員。

○小松委員 今、報告いただいたごみ処理施設整備の方向性について、何点か、確認程度にしたいと思いますが、質疑をさせていただきます。

報告いただいたように、提出していただいている資料の冒頭、背景というところに、2つのことが述べられています。もともとの計画どおりいかなかった要因と言えるんですが、一つは、清掃工場に関しては、電力系統の空き容量不足が挙げられています。それから、市場価格の高騰が挙げられています。

それで、市場価格の高騰のところからちょっと確認をしたいと思います。総額では316億円と想定していたものに対して、3施設合計で376億円、約60億円増えることになるということですが、前回の見積りはいつだったのか。再見積りして、約60億円増えたよということの報告ですが、この再見積りの時期はいつなのか、それぞれちょっとお聞きをいたします。

○上村環境部廃棄物政策課施設整備担当課長 事業費の見積り時期につきましては、清掃工場整備基本構想における焼却施設、破碎選別施設の見積り額につきましては、平成29年度にプラントメーカーから徴収したものであり、今回お示しした再見積り額は、今年度、改めてプラントメーカーに調査、依頼したものでございます。また、最終処分場整備基本構想における最終処分場の見積り額につきましては、平成19年度から平成28年度の過去10年間の供用を開始した処分場の建設実績額に基づき算出したもので、今回お示しした次期最終処分場の再見積り額につきましては、昨年8月から12月にかけて、平成28年度以降に供用開始、または建設中の処分場について、実績額や大手ゼネコン提供の参考資料を基に算出したものであります。

○小松委員 清掃工場については3年前なんですね、当初の見積りが。3年間たって再見積りしたら、大きく値上げしている。全体で60億円、19%増えていると。他の公共事業等の動向、どれぐらい上がっているのかということも環境部は当然調べられていると思うんだけど、それについて把握していることがあれば、お示ください。

○上村環境部廃棄物政策課施設整備担当課長 他の公共事業の同時期からの値上がり率につきましては、確認できる範囲ではございますが、本市の市営住宅における延べ床面積当たりの請負金額では、平成28年度から令和元年度にかけて約21%増加しているところでございます。

○小松委員 短期間に相当大幅な引上げですね。だから、今後の公共事業の展開は相当厳しくなるということなんだろうと思います。

次に、背景の2番目に言われていた電力系統の空き容量不足について、課題があったと述べられています。議会でも、決算審議においても質疑させていただきましたが、現状において、さきの議会での答弁内容と変更がないのかどうか、お答えいただきたいと思います。

○上村環境部廃棄物政策課施設整備担当課長 電力系統の空き容量不足に関する課題につきましては、これまで、送配電事業者との協議において、電力系統の接続には緊急用の容量を利用する制度の活用は難しく、巨額の費用と時間を要する増強工事以外に方法がないことを確認していたところでございます。しかし、国において、再生可能エネルギーの利用拡大を推し進めている中で、制度

の見直しなどの動きがあり、送電線の混雑時の出力抑制を条件に電源の新規接続を許容する方法でありますノンファーム型接続の受付を今年1月13日より開始されたところであり、電力系統の空き容量不足に関する課題につきましては、一旦解消される見通しとなった状況でございます。

○小松委員 議会質疑の中でも過去において、売電を可能にするためには新たな送電の整備をしなければならない、費用は10年間で100億円、こうしたことを答弁されておりました。今の答弁を聞くと、何か変わったと。新しい接続が認められて、今年1月13日より開始されたというふうに答弁されて、空き容量不足に関する課題は一旦解消される見通しなんだという答弁でございました。このノンファーム型接続というのはよく分かりませんが、10年100億円というのはどの程度まで解消されるのか、ざっくりとしたお答えでいいんだけどちょっとお示しいただきたいと思っています。

○上村環境部廃棄物政策課施設整備担当課長 以前、お話をさせていただきました10年100億円という巨額の負担金が発生するという増強工事なしに接続ができるという状況でございます。

○小松委員 そうすると、背景として2つ述べられた中で、市場価格の高騰は課題として引き続きあると。もう一つの背景に述べられていた電力系統の空き容量不足というのは、以前においては課題としてあったんだが、今は課題でなくなった、そうした受け止めでよろしいですね。

○上村環境部廃棄物政策課施設整備担当課長 現状におきまして、電力系統の空き容量不足につきましては、一旦解消されている状況でございます。

○小松委員 だから、やろうとしたら売電は可能なんだと。

残った課題、市場価格の高騰についてお聞きをします。資材や労務費等の値上げになる影響であれば、時代の変化とともに、今だけに限ることなく、過去においても様々な変化がありましたから、これは一定の根拠が示されれば受け止めざるを得ないというふうに思います、私個人としては。しかし、そう簡単に理解することが出来ないということも併せて、個人的には思っております。なぜか。最初に取った見積りの段階、いわゆる基本構想の段階ですね。焼却施設は237億円、これが268億円に増えることになるんですが、237億円という段階においても、同規模、同機能の施設整備をした熊本の焼却施設の新設と比較すると100億円以上高いんですよ、この237億円というのが。同規模、同機能ですよ。最初の段階で100億円以上他都市と比べて高かったと。それが3年たって再見積りを取ると、焼却施設だけでもさらに30億円増えて、大きな事業費になって、事業期間が重なるから、市の財政から見ると見直しせざるを得ないというのが今回の報告ですね。3年前でも高かった、それがさらに高くなっていると。こうした事態を初めて聞くわけではないんです、皆さん方は。議会でも、私も指摘しているから。高過ぎるものがさらに高くなる、こうした状況自体をどのように皆さん方は受け止めているのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○上村環境部廃棄物政策課施設整備担当課長 これまで、焼却施設における近年の契約実績を調査しておりますが、御指摘のある熊本の施設につきましては、焼却能力1トン当たりの建設単価で比較しても、非常に安価な事例であると受け止めております。また、この建設単価は、近年の平均で毎年約400万円も上昇していることが確認され、これを基本構想で示す303トンの本市の事例に置き換えると、1年に約12億円も上昇している状況にあります。この市場単価の高騰については詳細を確認できておりませんが、これまでの傾向から、市場価格の高騰が今後も続く可能性があり、今後の動向を注視していく必要があると考えております。

○小松委員 皆さん方もよう分らんということなんだろうと思います。

これ以上は質問しませんが、今報告された清掃工場の見直しが、結果として次期最終処分場にも影響を与えることになる。どのような影響を具体的に及ぼすということになるのか、お答えいただきたいと思います。

○上村環境部廃棄物政策課施設整備担当課長 次期最終処分場につきましては、基本構想で、埋立て容量約16万立方メートルで、建設に必要な最低敷地面積4ヘクタールの覆蓋型処分場を基本とすとしておりましたが、先ほどの報告にもありますとおり、近文清掃工場の再延命化に伴い、現行の埋立て対象物に合わせた事業内容に見直すこととなりますことから、これに見合う埋立て容量や敷地面積を確保する必要があるものと考えております。

○小松委員 最後にしたいと思うんですが、結局、環境部の皆さん方が施設整備を大枠で発表されたときに、缶・びん等中間処理施設、清掃工場、最終処分場、3つ合わせて約316億円、非常に厳しい財政状況の下で整備せざるを得ないという計画を練り上げたわけです。それで、基本的な整備の方向性を基本構想という形で示してきた。ところが、さきに報告があった缶・びん等中間処理施設は、整備の最も根幹とも言える手法を見直しせざるを得なかった。今回、清掃工場においては、整備の基本的内容、新設するのかしないのか、これを見直しして再延命化を図るということを選択したわけです。これと連動して、最終処分場の覆蓋型という構想そのものも見直しざるを得ない。要は、とても大きな事業費、当初316億円とも言われてきたこの3施設ともが、少しの変更ではなくて、基本的な部分において、3施設とも整備の内容が見直しとなるということの報告なんですね。これを今日どうのこうの質問しませんが、こうした状況に至った、こうした事態に至った、あるいは招いたということも指摘できるのかもしれませんが、今日の時点で、何をどのように部として受け止めているのか。議会や市民にどう釈明、説明をしようとするのか。基本的な立場をお聞きをしたいと思います。

○上村環境部廃棄物政策課施設整備担当課長 今回報告しました内容は、清掃工場と最終処分場、2つの施設の整備の方向を大きく転換するとの報告であります。基本構想を策定した当時から変化してきました現状を踏まえまして、最終処分場の埋立て期限までに実現可能なごみ処理施設の整備に向けて、総合的に判断し、可能な限りよい選択となるよう施設整備の方向性を見直ししたと考えており、何とぞ御理解いただければと思います。

○富岡環境部長 課長も答弁させていただいておりますが、今回の方向転換は、清掃工場については新設をするという形で市として公表していたものを、現施設をそのまま生かす、そして再延命化するという形にする、またそれに伴って、最終処分場も本当にコンパクトで覆蓋型のものにすると言っていたものについても見直しをせざるを得ないという状況になったものでございまして、本当に大きな方針転換の内容であるというふうに受け止めております。このことについての見解ということでございますが、お配りした資料にも記載しておりますとおり、当初の計画と比較して大幅に建設コストが上昇していること、また電力系統の接続については、昨年、第3回定例会でも多くの御指摘を受けましたけれども、その課題の整理に長い期間を必要としたことで、一時的に両施設の工期が重複するという形で、一時的に財政負担が大きくなってしまふ、そういったことなどの状況、または条件の変化を受けまして再検討した結果として、現状の本市の状況を踏まえ、また将来を見据えた環境行政の見通しなども含めまして、よりベターな選択を決断する形になったものというふ

うには受け止めております。ただ、このように大きな方針転換をする形になったことにつきまして、しっかりと私どもは受け止めないといけないと考えておりますし、その整理、検証といったことについても、今後しっかりと取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。

○金谷委員長 ほかに御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○金谷委員長 なければ、ここまでの議題に関わり出席している理事者は、退席いただいて結構でございます。

それでは、このまま委員会を続けます。3、新型コロナウイルス感染症患者の受入に係る保健所と旭川医大の認識についてに入ります。

御発言はありますか。

室井委員。

○室井委員 保健所にちょっと質問というか、確認をさせていただきたいなと思います。昨年1月17日の学内会議での吉田学長の不適切な発言内容がマスコミにリークされ、古川元院長が外部へ漏えいしたとして、職務上の義務違反に当たると判断、本年1月25日、役員会で解任されました。院長は漏えいを否定しておりますが、旭川医大の吉田学長と古川元院長との間で、新型コロナウイルス感染症患者受入に当たって、意見の相違があります。

そこで、何点か確認をさせていただきたいなと思います。最初に、旭川医大における新型コロナウイルス感染症患者受入に当たって、時系列でお示しさせていただきたいと思います。

○栗原保健所医務業務課長 旭川医科大学病院における新型コロナウイルス感染症患者の受入れ態勢に係るお尋ねでございます。本市においては、新型コロナウイルス感染症の患者受入に係る病床数や役割分担を市内5基幹病院、医師会、旭川市及び上川保健所で構成する医療対策連絡会において調整しており、旭川医科大学病院では、重症患者を中心に受入れを担っていただいているところです。大規模クラスター発生以前の10月30日に開催された同連絡会では、旭川医科大学病院の新型コロナウイルス感染症患者に係る病床数は、救命救急2床、小児3床、ICU2床の計7床とお伺いしておりました。

こうした中、旭川医科大学病院では、新型コロナウイルス感染症患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者に関する診断及び治療に係る病床確保のため、新たに一般病床5床を増床する手続がなされており、時系列で申し上げますと、まず、令和2年9月15日、旭川医科大学学長から厚生労働大臣宛て、感染終息までの時限的な対応として5床を増床することの協議、同年10月16日、厚生労働大臣から旭川医科大学学長宛て、5床の増床については差し支えない旨の回答、次に、同年10月21日、旭川医科大学学長から旭川市保健所長宛て、5床増床に係る構造設備の変更に伴い病院開設許可変更申請書を提出、同年10月27日、旭川市保健所長から旭川医科大学学長宛て、変更の許可、同年10月28日、旭川医科大学学長から旭川市保健所長宛て、変更後の構造設備の検査として病院検査申請書を提出、同年10月30日、旭川市保健所が現地調査を実施し、医療法上の施設基準に適合していることを確認、同日、旭川市保健所長から旭川医科大学学長宛て、変更部分の使用を許可、同年11月10日、旭川医科大学学長から旭川市保健所長宛て、当該変更部分の使用を11月1日に開始した旨の変更届を提出となっております。

○室井委員 今、時系列でお聞きしました。ずっとるお話を伺いましたけれども、この時点では、

11月10日ですか、医大側から旭川市保健所に対して、開設許可の変更届、これを最終的に出されていると。このことは、保健所宛てに国立大学法人旭川医科大学学長吉田晃敏さんの名前で正式に來ています。変更した理由というのがありまして、その変更した理由というのが、新型コロナウイルス感染者、疑似症患者及び無症状病原体保有者の治療に関わる病床確保のための病床数の変更という内容のようであります。医大の増床の申請は学長名で來ているわけですから、医大からの要請を受けて、保健所としては当然、可能と判断されたと、こう思うんですね。この変更届を提出された以降、協議はされたのですか。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 申請手続きにつきましては、今、医務薬務課長から御説明申し上げましたけれども、これに対しての協議ということでございます。10月30日に開催されました医療対策連絡会におきまして、旭川医科大学病院から、これまでの救命救急の2床、小児3床、ICUの2床に加えまして、病院の1階に5床を増やして11月2日から使用していきたいというような報告がなされたところでございました。しかしながら、その次に開催された11月20日の連絡会におきましては、大学病院のほうから病床は増やせなく、この一般病床については疑似症患者を中心として使用を考えているというような報告があったところでございます。

○室井委員 変更届は出したけれども、その後の連絡会において確認したところ、実際には増えていないというお話のようであります。今お話がありました、11月2日に5床増やすという話と、その連絡会での確認、それが11月20日ということになりますと、11月6日に旭川市としては始まって以来の本当に危機的な状況が発生しました。いわゆる吉田病院での大型クラスターであります。全くそのさなかであったというふうに思います。そのとき、医大側はどうかというと、皆さんもマスコミ等の報道でよく御存じだというふうに思いますけど、学長と院長の間で受入れに当たって大もめにもめていたという時期に重なります。

医大が重症患者以外の受入れをされたのはいつからなのか、お聞かせください。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 まず、コロナ患者を受入れ可能な各基幹病院におきましては、先ほど説明申し上げました医療対策連絡会における申合せによりまして、コロナ患者により現在使用している病床数がどのぐらいあるとか、あるいは受入れ可能な病床数が幾らあるのかということを保健所に御報告をいただいて、それらを取りまとめまして、私どものほうから各基幹病院にフィードバックをしまして、情報の共有化を図っているということがございます。この受入れ病床の記録によりますと、旭川医科大学病院の一般病床におけるコロナ患者提供の病床数については、11月21日以降開始していることとなっております。実際の重症患者以外のコロナ患者、疑似症ではなく確定例になりますけれども、確定患者の受入れについては、この記録では11月24日から行っているということを確認しております。

○室井委員 11月24日から受け入れているということを確認したと。市の保健所の受入れ病床の確認によると、11月21日から重症患者以外に使用する一般病床の報告がされたとのことありますけれども、この間、保健所として、単独でもいいですし、または医療対策連絡会を通して、どうしたんですか、まだなんですかというようなことで、医大側に早期に受入れをしてくださいということは求めたのか、求めなかったのか、お伺いしたいと思います。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 医療対策連絡会につきましては、先ほど申し上げたとおり、10月30日に開催をしました。その次回というのが11月20日と御説明申し

上げましたけれども、この間、御案内のとおり、クラスターが集中的に発生した時期でございまして、クラスター対応によりまして開催はかなわなかったわけではありますが、ただこの間、市保健所長と市内の5つの基幹病院の院長との間で、4回ウェブ会議を開催しておりまして、その中で、それぞれの病院が持っている病床数や状況などの情報共有なども行っておりまして、患者の受入れに係る協議、あるいは要請等を行っていたところでございます。

○室井委員 医大側には要請したんですね。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 医大に限らず、全病院にお願いをしているところでございます。

○室井委員 対策連絡会で要請を行ってきたけれども、吉田病院でクラスターが発生した時期には残念ながら受け入れてもらえなかったということは、これは事実だと思います。

医大の現在の受入れ病床等はどうなっているのか、いつからなのかお示してください。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 現在、旭川医科大学病院におけます新型コロナウイルス患者の受入れ病床数につきましては、一般病床が27床、小児が3床、ICUが2床の合計32床となっておりまして、先ほどの受入れ病床の記録によりまして、この態勢になったのが本年の2月6日からということになっております。それ以前は35床の届出となっておりまして、ICUが今の2床にプラス3床というような状況でございます。

○室井委員 今はというか、それ以降はある程度やっていたというこのようのです。

ちょっと気になることがあります。これは皆さん、ひょっとしたら知っているかもしれませんが、一部、全国紙で、吉田学長は、感染症対策が十分な専用病床が確保されておらず、吉田病院からの要介護度の高い患者に対応できる人員もいなかったし、軽症者を受け入れないことは、旭川市の幹部と協議し了解を得ていると、こう話されている。また、受け入れることにより、他病院では代替できない医療がストップするリスクがあるとも言われている、このように取材に対して答えられている。医大学長名で、11月10日、自ら病院開設許可変更届を出しながら、残念ながら、学長と元院長の見解の相違、こんなことで片づけられる問題ではない。学長が言われていることは本当なのでしょうか、また、市の幹部とは誰のことなのか、お聞かせいただきたい。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 先ほど来お話ししておりますけれども、新型コロナウイルス感染症に関わる受入れ可能な基幹病院の対応につきましては、これまで医療対策連絡会の中で確認をされてきたところでございます。具体的には、重症患者でありますとか中等症以下の患者の取扱い、あるいは小児、妊婦、透析患者などの個別の対応もございしますが、旭川医科大学病院については、そのうち重症患者を中心といたしまして、小児や妊婦を担当していただくことを同連絡会の場において確認し、これに基づいて市保健所において入院調整を行ってきたところでございます。特に、旭川医科大学病院においては、昨年の2月にコロナ患者が確認されて以降、本市以外の上川管内はもとより、道北、道東のいわゆる2次医療圏外の重症患者の対応なども行っていたっており、ECMOでありますとか人工呼吸器などによる治療などの実績も多く、さらには、妊婦のコロナ患者の対応も積極的に受け入れるなど、コロナ患者への一定の対応を行っていたというものと認識をしているところでございます。

今回、御質問にございました、学長から市の幹部への連絡というものにつきましては、この件に限らず、学長からは少なからずそういったいろいろな連絡があるところでありまして、その中で、

重症患者を受け入れるというような発言を受けまして、お願いしますと返答したことはあったよう
でございますけれども、総合的に見まして、どのやり取りをもって学長がこのような発言をされた
かというのが、私どもとしては分からないところでございます。当時はクラスター、しかも大規模
のクラスターの発生で、軽症、中等症、重症を問わず、コロナ患者の受入先を確保することが第一
優先でございまして、ホテルの療養施設の開設でありますとか、また市立旭川病院の増床などもこ
の時期に進めているという状況の中から、学長のほうから受入れをしますという発言に対して、お
願いしますというふうな返答を行ったということは、そう不自然なことではないんじゃないかなと
いう認識をしているところでございます。

いずれにいたしましても、本市の医療につきましては、地域における新型コロナウイルスの対応
のほか、基幹病院や大学病院でしかできない高度な医療の提供や、道北、道東などの医師派遣によ
る医療体制の下支えなど、幅広い役割を担っていただいている部分もありまして、引き続き、こう
したことを踏まえる中で、市民が安心できるような十分な病床確保をはじめとする医療体制の整備
というものに努めてまいりたいと考えてございます。

○室井委員 いろいろ言われましたけれども、受入れに関しては、直接、学長からは来ているん
ですか、来ていないんですか。もう一回確認させてください。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 保健所というようなことにつきましては、
私自身も保健所あるいは新型コロナ担当の部分で、全ての連絡でありますとか、あるいは電話等々
の内容を把握しているわけではございませんので、分からないところではございます。ただ、私が
少なくとも11月下旬に保健所に参加してからは、このような連絡は私宛てには入ってございませ
ん。

○室井委員 それは浅利部長には入らないですね。その前の段階、どうですか。

○川邊保健所地域保健担当部長 今、浅利のほうからも申し上げましたけれども、私自身も保健所
のコロナ担当に入ってくる電話の全てを把握しているわけではございませんので、断定的には申し
上げられませんが、ただ、いずれにしても私自身が学長から受けたかということ、私自身には
かかってきていないところであります。

○室井委員 その全国紙で言われていること、取材をしたということ、その答弁、吉田学長の言わ
れていることが事実だとするならばと、あえて前置きをさせていただきますけれども、恐らくそ
は書かないだろうと。そうしますと、これっていかがなものかなと思うんですね。今、連絡が来て
いないということです。私が質問した市の幹部というのは、そこにも至らない、分からないから分
からないという話ですよ。これっていかがなものかなって本当に思うんです。多くの感染者がいて、
死亡者も多かった時期です。2月13日現在で、吉田病院は39名の死者が出ている。亡くなった
方がいらっしゃる。この吉田病院の問題を総力を挙げて取り組んでいたそのときに、5基幹病院の
中核である医大で受入れできないということの大義名分を、ひょっとしたら市幹部は与えてしまっ
たんじゃないかという疑念が残る。吉田病院側のクラスター対策に課題はあったにせよ、入院患者
には責任はないわけです。医大と市の対応に対するイメージは決してよくはなかった。さらに、今
もお話が出ましたが、情報の共有がされていない。このことも大きな問題だというふうに思
うんです。学長は、恐らく様々なマスコミ等からの取材があって、併せてこれも、今申し上げた全
国紙のところにも答弁されたと思うんですけれども、マスコミから保健所に対して問合せがあっ
たんですか、このことに関して。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 非常に全国的にも注目された事案でございますので、当然ながら、本市あるいは保健所のほうにこういった内容について実はどうなんだというようなお話はあったところでございます。

○室井委員 あったということですね。いずれにしても、今後のことも含めて、こういう危機的状況のときというのは、しっかり情報が共有できる仕組み、ぜひこれを考えていただきたいなというふうに思います。

最後になりますけど、旭川市に3つの大きなクラスターが発生しまして、自衛隊に災害派遣をしていただいたにもかかわらず、多くの犠牲者を出してしまった。このことは非常に残念至極であります。学長は、吉田病院からの受入れを断った理由は、動物的な勘だと、科学的な勘だということで、これはどうも私たちには受け入れられない言葉であると。現在、学長解任請求が学内で行われていて、職員や市民に不安感が出ていますけれども、こうした状況を保健所としてはどのように捉えておられるのか。旭川市役所の問題ではないから、多くは語れないかもしれませんが、ぜひ参考に聞かせていただきたいなというふうに思います。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 今回の件につきましては、あくまでも旭川医科大学における内部のことでございますので、私のほうから、あるいは市保健所といたしましても意見、あるいはコメントをするような立場ではないというふうに考えておりますが、ただ、旭川医科大学につきましては、本市はもとより、道北、あるいは道東における医師を含む医療従事者を多く輩出している大学であること、さらには、医大病院としましては、市内の5つの基幹病院の一つでありまして、先ほど来お話ししているとおり、これまでも医療対策連絡会の中でもコロナ対策に中核的な立場を取っていただいて、いろいろ御指導もいただいてきたという状況もございます。今後につきましても、大学サイド、あるいは病院サイド両方になりますけれども、まだ先が見えてこない新型コロナウイルス感染症への対応について、各種助言などももちろんいただきたいと思えますし、もちろん今後も感染患者の受入れという部分についても協力いただきたいということで、何とか、受入れをしている基幹病院でしっかり受け止められるということを市民に向かって伝えていくということも、我々の仕事なのかなというふうに思っております。何とか終息に向けて、市保健所と5つの基幹病院がやはり一体となって、御指摘もあったとおり、きちっと情報を共有化する中で対応していく必要があるものと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○金谷委員長 ほかに御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○金谷委員長 なければ、理事者については退席いただいて結構でございます。

休憩せずに続けます。4、保育を取り巻く諸課題についてに入ります。1月19日に実施した公益社団法人旭川民間保育所相互育成会との意見交換会において、保育所等が抱える様々な課題や行政に対する要望を把握いたしました。様々な課題の中から、特に特別支援保育事業について、執行機関に対し政策提案をしてはどうかと考え、本日、提言書の正副委員長案を配付させていただいております。文案の内容を御確認いただき、今後、内容については調整して、執行機関に提言書を提出する方向で進めていきたいと考えております。各会派よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○金谷委員長 それでは一致いたしましたので、今後、文言修正などいたしながら、提言書を提出

することにいたします。なお、文案に係る修正、追加、提言書の提出時期については、散会後に相談をさせていただきます。

以上でございます。特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○金谷委員長 なければ、民生常任委員会を散会とさせていただきます。

散会 午前 11 時 20 分